

令和6年5月17日

医学研究科人間健康科学系専攻総合医療科学コース 准教授 候補者募集

京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻では、総合医療科学コースの教員を下記のとおり公募することになりました。適任者の応募または推薦をよろしくお願いいたします。

記

1. 職名・人員 准教授 1名
2. 勤務場所 京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻
(京都市左京区聖護院川原町 53)
大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等
3. 所属 人間健康科学系専攻 総合医療科学コース 基礎系医療科学講座
4. 専門分野 分子生命基礎医療科学分野
5. 職務内容 分子生命基礎医療科学分野の教育と研究
担当予定授業科目
大学院科目：分子生命基礎医療科学分野特論、演習、セミナー、特別研究 など
学部専門科目：分子細胞生物学の講義と実習、総合医療特別セミナーI, II など
専門基礎科目：生化学概論、人間健康科学 IV、人間健康科学 V など
全学共通科目：基礎化学実験、救命救急講習会など
6. 応募条件 (1) 化学的な素養をもち、生化学概論／分子細胞生物学の授業や実習に関する十分な教育実績を有すること。
(2) 博士の学位（外国で授与された学位を含む）を有すること。
(3) 生物に対し化学的な視点や手法を用いた研究実績を有すること。
(4) 臨床検査法の開発や疾患バイオマーカーの探索に資する研究基盤を有すること。
(5) 医療系の国家資格を有することが望ましい。
7. 提出書類 (1) 履歴書（別紙様式、記載要領参照）
(2) 研究業績目録（別紙様式、記載要領参照）
〔論文にインパクトファクターがある場合は、最新の数値を付記すること。
(インパクトファクターの値は、Web of Science Core Collection 収録の雑誌を対象とした数値をもとに記入すること。)〕
(3) 教育に関する業績書（別紙様式、記載要領参照）
(4) 主要論文（7 編以内）の別刷または複写
(5) 教育と研究に対する抱負（2,000 字以内）
(6) 科学研究費補助金等の競争的研究資金の取得状況（別紙様式、記載要領参照）
(7) 申告書（別紙様式）
(附 記)・上記(1)～(6)の書類は、各 8 部（本紙 1 部＋コピー 7 部、本紙 1 部＋電子媒体(CD 等に書き込んだもの 1 枚)のいずれかで)を提出してください。推薦のある場合は推薦書を添付してください。なお、推薦は必ずしも必要ではありません。
別紙様式、記載要領は京都大学大学院医学研究科・医学部のホームページの「教職員公募(本学分)」からダウンロードしてください。
(https://www.med.kyoto-u.ac.jp/news/category/po_staff)
8. 講演 書類選考の後、若干名の候補者に対し、教育・研究に関する講演を依頼することがあります。
9. 採用予定日 令和 6 年 10 月 1 日
10. 任期 京都大学教員の任期に関する規程により、任期は採用より 5 年間とします。
再任可（再任は「京都大学人間健康科学系教員選考内規」により判断）
再任後の任期 5 年、1 回に限り再任可
医学研究科の教員の任期に関する内規により、本研究科及び医学部附属病院にお

- いて同一職階での連続する在職期間は10年を越えることはできません。
11. 試用期間 あり(6ヶ月)
12. 勤務形態 専門業務型裁量労働制(週38時間45分相当、1日7時間45分相当)
専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週5日8:30~17:15勤務
(休憩12:00~13:00)
超過勤務を命じる場合あり
休日:土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日
13. 給与・手当等 本学支給基準に基づき支給
14. 社会保険 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入
15. 応募締切日 令和6年6月6日(木) [必着]
16. 書類提出先 〒606-8501
京都市左京区吉田近衛町
京都大学大学院医学研究科総務企画課人事掛 宛
(封筒の表に「総合医療科学コース基礎系医療科学講座准教授応募書類在中」と朱書きし、書留郵便で送付してください。なお、応募書類は返却いたしませんので御了承願います。)
17. 問合せ先 京都大学大学院医学研究科総務企画課人事掛
TEL:075-753-4304 FAX:075-753-4348
E-mail:jinjiigaku@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp(*を@に変えてください)
18. その他 ①京都大学は男女共同参画を推進しています。女性研究者の積極的な応募を期待しています。
出産、育児、介護等で研究を中断していた期間については、内容や期間を十分に考慮した上で審査を行います。
②京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。